

避難情報の判断・伝達マニュアル（洪水災害）

令和3年5月 小諸市

第1 総 則

1 はじめに

- このマニュアルは、「小諸市地域防災計画」に基づき、市長が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を適時・適切に発令できるようにすることを目的とする。
- このマニュアルは、国の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」等を参考に、災害時における避難情報の発令に際して、「どのような状況で発令すべきか」、「どの地域を対象として発令すべきか」といった判断基準及びその伝達方法等について、具体的に定めたものである。
- このマニュアルは、現時点での知見に基づき、作成したものである。今後、防災情報体制の整備進捗や災害時における実際の避難行動等からの反省等に基づき、適切な時期に見直すものとする。

2 避難行動の原則

自然災害に対しては、住民が自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、災害種別毎に危険区域を示して避難情報を発令するので、住民は、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

3 避難行動（安全確保行動）の考え方

避難行動は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

また、身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」については下表のとおりである。

避難行動	避難先	詳細	当該行動をとる避難情報	当該避難行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近傍の建物	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近傍に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水等 土砂災害
~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~				
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所 ・安全な自主避難先 等	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 土砂災害
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上階に留まる 等	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 (土砂災害は立退き避難が原則)

#### 4 避難情報と居住者等がとるべき行動

このマニュアルで対象とする避難情報と居住者等がとるべき行動については、次のとおりである。

避難情報	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> </ul> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれが高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>

## 第2 洪水災害

洪水災害とは、大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することによって、住民の生命、身体及び財産に被害を及ぼす災害をいう。

### 1 対象河川

河川の分類	浸水想定区域の有無	気象庁等の提供する情報 ^{※2} の有無	対象河川
洪水予報河川 ^{※1}	○	○	千曲川
水位周知河川			なし
その他の河川	○	○	蛇堀川、中沢川
		○	繰矢川、湧玉川、皿掛川、花川、深沢川、栃木川、大石沢川、小相沢川、北川
			松井川、西光寺川、乙女川、吉田川、沢田川

上記以外の河川については、職員、消防団等から避難の必要性に関する連絡があった場合には、避難情報を発令するものとする。

※1：国や県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川

※2：ここでは、リアルタイムでホームページ上などに公開される情報とする。(川の防災情報(国土交通省)、指定河川洪水予報(気象庁)等)

### 2 避難すべき区域

#### (1) 浸水想定区域が設定されている河川

(千曲川、蛇堀川、中沢川)

避難情報の発令の対象となる避難すべき区域は、浸水想定区域に指定されている区域を基本とする。なお、その他の場所については、現地確認等の状況により判断する。

#### (2) 浸水想定区域が設定されていないが、気象庁等の情報は提供される河川

(繰矢川、湧玉川、皿掛川、花川、深沢川、栃木川、大石沢川、小相沢川、北川)

避難情報の発令の対象となる避難すべき区域は、気象庁等の情報で洪水災害が予想される流域周辺を基本とする。なお、その他の場所については、現地確認等の状況により判断する。

#### (3) 浸水想定区域が設定されず、かつ、気象庁等の情報が提供されない河川

(松井川、西光寺川、乙女川、吉田川、沢田川)

避難情報の発令の対象となる避難すべき区域は、現地確認等により洪水災害が予想される流域周辺を基本とする。

#### (4) 避難情報の発令の際は、行政区単位での発令(例：〇〇区の〇〇河流域)を行う。

### 3 避難情報の判断基準

避難情報の発令については、次表の基準を基に、巡視による状況報告及び気象状況等を総合的に判断し、決定する。

#### (1) 千曲川（洪水予報河川）流域への避難情報

区 分	判 断 基 準
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、塩名田観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.3mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、塩名田観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.8mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示の発令の是非を判断する。</p> <p>1：指定河川洪水予報により、塩名田観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.8mに到達したと発表された場合</p> <p>2：塩名田観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合</p> <p>3：異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>5：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p>

<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1：塩名田観測所の水位が、堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合</p> <p>2：異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>3：決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）</p>
-----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) その他の河川流域への避難情報

区 分	判 断 基 準
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難</p>	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難の発令の是非を判断する。</p> <p>1：洪水警報の危険度分布により、「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合で、かつ引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示</p>	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示の発令の是非を判断する。</p> <p>1：洪水警報の危険度分布により、「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合で、かつ引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>2：異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p>

<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1：異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>2：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 (災害発生を確認)</p> <p>3：決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 発令した避難情報の解除

ア 千曲川（洪水予報河川）

(ア) 水位が氾濫危険水位（レベル4水位）を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、かつ、上流域での降雨がほとんどない場合

(イ) 堤防決壊による浸水が発生した場合は、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階

イ その他の河川

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向にある場合

(4) 情報の入手先

**【千曲川（洪水予報河川）】**

○指定河川洪水予報・水位到達情報：川の防災情報

<https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rwlist?zm=5&type=fldfr&fld=0>

○指定河川洪水予報：気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/bosai/flood/>

**【その他の河川】**

○洪水警報の危険度分布：気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

○気象警報等：気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>

4 避難情報の伝達

(1) 住民の避難行動の認識の徹底

避難情報が発令された場合、居住者等が短時間のうちに適切な避難行動を取るためには、自らの命は自らが守るという意識の下、居住者等が、あらかじめ想定される災

害毎にどのような避難行動をとれば良いか、立退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いか等を認識している必要がある。

災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭や各施設において、災害種別毎にどう行動するのかを確認し、災害時は、自ら警戒レベル相当情報や、市が発する避難情報の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができるよう平常時からの啓発活動により徹底していく。

## (2) 避難情報の伝達内容

以下に防災行政無線を使用した場合の避難情報の伝達文の一例を示す。防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現にすることが重要である。

### ・避難情報の伝達文例

#### 【警戒レベル3 高齢者等避難】

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、広報こもろです。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、急激に水位が上昇しやすい河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。

#### 【警戒レベル4 避難指示】

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、広報こもろです。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。



- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

**【警戒レベル5 緊急安全確保】**

(河川氾濫が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、広報こもろです。
- 〇〇川が増水し既に氾濫が発生しているおそれがあります！  
〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した場合)

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、広報こもろです。
- 〇〇川で氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(3) 伝達方法

住民及び関係機関等の伝達先及びそれぞれの伝達方法については、「参考資料 避難情報伝達先・伝達手段チェックリスト」を参照のこと。

なお、在宅の災害時要援護者については、当面は一般住民への伝達方法に加えて、区長、民生・児童委員、消防団等による個別連絡を行うものとするが、「災害時要援護者避難支援計画」が作成された場合には、当該計画によるものとする。

## 参 考 資 料

### 避難情報伝達先・伝達手段チェックリスト

#### 1 住民等への伝達

- 防災行政無線による放送【危機管理課】
- 緊急速報メールの配信（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）【危機管理課】
- Lアラートによる情報配信【危機管理課】
- 広報車による放送【税務課】
- 市ホームページへの掲載【企画課】
- 区長（電話・FAX・地区担当職員）【総務課】
- 市議会議員【議会事務局】
- 市内小学校、中学校、保育園、幼稚園への連絡（電話・FAX等）【教育委員会】
- こもろ観光局（電話・FAX）【商工観光課】
- 鉄道事業者・バス事業者へ連絡（電話・FAX）【都市計画課】

#### 2 医療・福祉関係施設等への伝達

- 浅間南麓こもろ医療センター（電話・FAX）【健康づくり課】
- 児童館への連絡（電話・FAX）【教育委員会】
- 福祉関係施設への連絡（電話・FAX）【厚生課・高齢福祉課】

#### 3 防災関係機関への伝達

- 長野県庁危機管理防災課（電話・FAX）【危機管理課】
- 佐久地域振興局（電話・FAX）【危機管理課】
- 佐久建設事務所（電話・FAX）【建設課】
- 佐久保健福祉事務所（電話・FAX）【健康づくり課】
- 佐久広域連合消防本部（小諸消防署）（電話・FAX）【危機管理課】
- 小諸警察署（電話・FAX）【危機管理課】
- 小諸郵便局（電話・FAX）【総務課】
- 日本放送協会長野放送局ほか報道機関（FAX）【企画課】
- 東日本電信電話(株)長野支店（FAX）【危機管理課】
- 中部電力パワーグリッド(株)佐久営業所（FAX）【危機管理課】